



吉富町外1町環境衛生事務組合 視察研修 平成25年10月1日(火)
 ふくおか県央環境施設組合汚泥再生処理センター 三田 敏和

さる10月1日、環境衛生事務組合議員は、平成18年に竣工した「ふくおか県央環境施設組合(構成団体:嘉麻市・飯塚市・小竹町47,000人)」の汚泥再生処理センターを視察した。

この施設での研修目的は、稼働後40年を経過し、老朽化してしまった「し尿処理施設」に変わる新たな汚泥再生処理センターの施設整備計画策定に向けた研修である。すでに処理方式、資源化方式が数種類ある中で、建設費、維持管理費面で、より効率的な設備を導入する目的でもある。

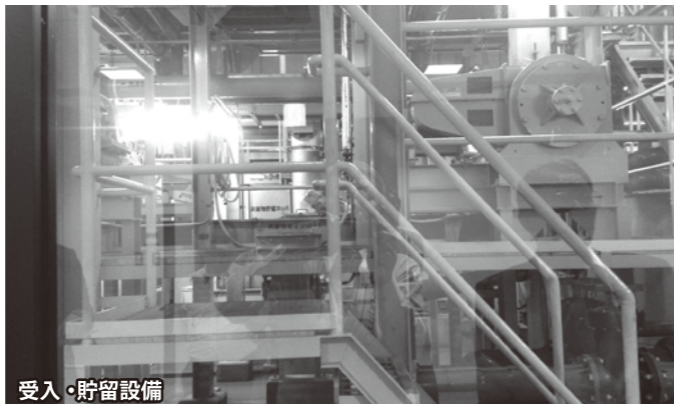
建設コストはかなり抑えられるが、維持管理にかかるコストの低減がカギとなる。(例えば、浸透膜の清掃を徹底させ、膜交換頻度を下げ、メーカー推奨3年を6年に延長するなど)。



- 水処理:膜分離高付加脱窒素処理方式
- 資源化方式:堆肥化施設
- 処理能力 146 kL/日 (当組合29kL/日)
- 建設費 28億8000万円



中央監視室



受入・貯留設備

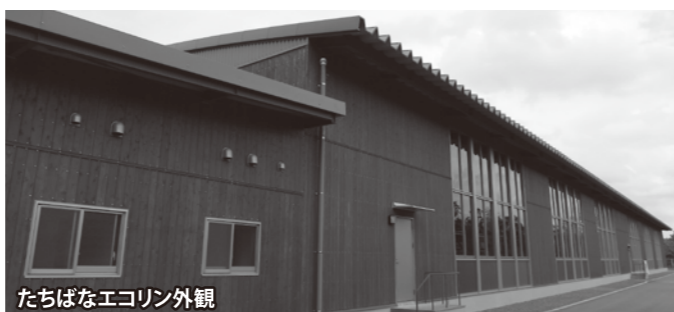
豊前市外二町清掃施設組合 視察研修 平成25年10月10日(木)~11日(金)
 八女西部立花最終処分場 (通称 たちばなエコリン) 宮崎 昌宗

通称:たちばなエコリンは、ごみ焼却場から排出される『脱塩残さを固形物』を埋め立て最終処分する施設です。

初めて現場を見たとき、体育館に似たかと思うほど大きく綺麗な建物でしたが、中に入ると、広さ80m×40m、深さ8mの地下空間が現れました。この新しいタイプの最終処分場は、屋根のある地下コンクリート構造物の内側に遮水工と漏水検知設備を装備して周辺環境への負担を最大限考慮し、汚水が一切出ない構造となっています。また、露天型の最終処分場と違い、浸出水処理施設が不要のため年間維持費は100万円程度と経済性にも優れています。

なお、この処分場が満杯になったら、屋根を残し、覆土し、屋内運動場として活用することが検討されています。エコロジーとエコノミーを両立し、跡地の活用を見据えたアイデアに感心しました。

また、翌日は別府速見地域広域市町村圏事務組合 藤ヶ谷清掃センター(ごみ焼却処理施設)も視察しました。



たちばなエコリン外観



茂呂 孝志 議員
 坪根新町長は前町長の継承者か

坪根町長 継承するが、違いはスピード

問 目指す町政は、前町長の継承なのか。
 坪根町長 基本的には、前町長が策定した上毛町総合計画の実施に向けスピードをあげ取り組みたい。

大平楽・さわやか市 など指定管理は

問 町と(有)エイトで交わした協定書には、固有の通帳を作り、監査を受けるようになっていて、機能しているか。
 尾崎企画情報課長 監査委員でなく、検証委員会でチェックを行っている。

問 協定書には、監査委員の出頭命令には応じなければならぬとされている。
 尾崎企画情報課長 これまでに出頭命令はない。

問 平成25年4月から7月までの累積赤字が1400万円生じている。今後資金面での見通しは。
 尾崎企画情報課長 資金面については(有)エイトが考える問題である。

問 前指定管理者が発行した入浴利用券が今でも使用されている。今年4月からの利用状況は。
 尾崎企画情報課長 4月から10月

までに5849枚。金額にして362万8120円です。



こうげ武楽里

問 入浴利用券の代金は誰が支払っているのか。
 尾崎企画情報課長 町が(有)エイトに支払っているが、前指定管理者への損害賠償請求に含まれている。

問 早く処置をするべきではないか。
 尾崎企画情報課長 (有)エイトと協議して、周知期間を踏まえ使用期限の設定を検討したい。

問 将来にわたり、大池公園周辺有料施設を、町の施設として運営していくのか、それとも民間移譲を考えているか。
 尾崎企画情報課長 現状では民間移譲は難しい。指定管理者制度を活用して運営していく。

問 町有地を借りているビール館の所有者が、使用許可申請を提出する前に、別会社に使用させたのは目的外使用ではないか。町は業者にビール館を解体させ、土地を更地にさせて、明け渡しを求めべきではないか。
 矢野会計管理者 ビール館が廃業された当時の段階で施設撤去が容易に進まず、この施設を放置することが行政管理上、不適正であると考え、撤去の要請は行いつつも、現実に占有している状況に鑑み、その代償措置として行政財産使用料の支払義務を課すために、20年度も引き続き使用許可は継続させていたものである。

ビール館の使用状況は

問 町有地を借りているビール館の所有者が、使用許可申請を提出する前に、別会社に使用させたのは目的外使用ではないか。町は業者にビール館を解体させ、土地を更地にさせて、明け渡しを求めべきではないか。
 矢野会計管理者 ビール館が廃業された当時の段階で施設撤去が容易に進まず、この施設を放置することが行政管理上、不適正であると考え、撤去の要請は行いつつも、現実に占有している状況に鑑み、その代償措置として行政財産使用料の支払義務を課すために、20年度も引き続き使用許可は継続させていたものである。



さわやか市

住宅リフォーム助成制度の創設は

問 福岡県下でこの制度を創設している自治体は、平成23年6月に6自治体、平成24年6月に14自治体、平成25年8月に30自治体と増えている。町も経済波及効果があれば、この制度を創設することにやぶさかではないと答弁している。実施に向けた取り組みを考えているか。
 尾崎企画情報課長 この制度について町も調べている。町内業者の波及効果を考えると、町はプレミアム商品券の補助を行っており、こちらの方を優先し、現在のところ、助成制度に取り組み考えはない。

問 今後も続けて使用者に使用させると言うことか。
 坪根町長 今現在、使用されているため、現段階では申し上げようはないが、当面は使用させることになるかと考える。
 矢野会計管理者 もし、公益上必要となれば、許可の取り消しなども考えられる。